

## 「水際線サイン計画策定検討及びサインデザイン製作・設計業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「水際線サイン計画策定検討及びサインデザイン製作・設計業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施方針等
- (3) 業務実施にあたって重視する視点
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
  - (2) 業務実施方針等の妥当性
  - (3) 業務実施にあたって重視する視点の理解度及び創造性かつ実現性
  - (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- 2 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 都市整備局 総務課長

副委員長	都市整備局	臨海部活性化推進課担当課長
委員	都市整備局	都市デザイン室長
	都市整備局	みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長
	港湾局	整備推進課長
	みどり環境局	戦略企画課長まちづくり連携担当課長
	にぎわい局スポーツ文化局	にぎわい創出戦略課担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を都市整備局第二入札参加資格審査・業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 6 委員が欠席した場合は、その者を除いた委員の評価の合計得点を評価結果とする。
- 7 応募者が1者のみの場合は、最低基準（評価の合計得点の6割）以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として業者選定委員会に報告できる。
- 8 応募者の評価項目のうち1項目でも最低の評価があった場合には、当該応募者については失格とする。

#### （評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

#### 附 則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。